

年金のお知らせ

◇納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和2年1月から令和2年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子さんなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるた

めには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する領収証書などの添付が必要となります。

このため、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのな

いよう納めましょう。

◇令和3年分公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出について

日本年金機構から源泉徴収の対象となる方へ、令和3年分の「扶養親族等申告書」が送付されています。これは、令和3年2月以降にお支払いする年金から源泉徴収される所得税について、配偶者控除など各種

固定資産税における現所有者兼相続人代表者に関する申告書について

所有者が不明な土地および家屋の問題を解消するため、固定資産（土地・家屋）の登記簿などに所有者として登記されている個人が死亡した場合、相続人による相続登記が完了するまでの間、その土地または家屋を現に所有している人（現所有者※通常は、相続人となります。）は、町へ「現所有者兼相続人代表者に関する申告書」を提出すること

控除を受ける際に必要な申告書になりますので、10月30日までに提出してください。

○扶養親族等申告書問い合わせダイヤル
☎0570（081）240

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30・3410

となりました。

現所有者は翌年度から固定資産税の納税義務者になりますので、現所有者であることを知った日から3か月以内に住民課課税係まで申告をお願いします。

なお、現所有者（相続人）が複数いる場合は、代表者を指定していただくこととなります。

※問い合わせは、住民課

☎83・2190

ハロウィンジャンボ5億円
(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)
ハロウィンジャンボミニ1千万円
(1等1千万円)

この宝くじの収益金は区市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円
9月23日水 2種類同時発売!

発売期間 9/23(水)~10/20(火)

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

奥多摩文化芸術展

〔期間〕 10月12日（月）～18日（日）

〔時間〕 午前10時～午後5時

*最終日は午後4時まで

〔会場〕 文化会館

〔展示作品〕 絵画、手芸、水墨画、華道、書道、押し花、一般公募作品など